

第13回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会 次第

日時：平成16年9月11日(土)

午後1時30分～

場所：田辺市青少年研修センター大会議室

1 開会

委員長挨拶及び前回議事録の確認

2 報告

前回検討委員会での指摘事項等の補足説明 (資料1 p1~2)
世界遺産の登録内容について
想定される最終処分場について
地域森林計画の対象となる民有林について

3 議題

(1) これまでの議論を踏まえた候補地選定の手順について (資料2 p3~5)

(2) 候補地選定基準(素案)について (資料3 p6~8)

1次スクリーニング項目の確認 (資料3 p7)

2次スクリーニング項目の検討 (資料3 p8、資料4 p9~10)

・ 熊野古道と霊場 (地図5)

・ 断層・活断層 (地図6)

・ 主要道路 (地図7)

・ 水道水源の取水地点(地図8)

候補地群の抽出の流れについて (資料3 p8、資料5 p11~12)

(3) 候補地選定基準に関する意見募集について (資料6 p13~14)

(4) その他

4 次回検討委員会の開催について

5 閉会

前回検討委員会での指摘事項等の補足説明

1 世界遺産の登録内容について

世界遺産に登録された資産の概要は、別に配布しているリーフレット「世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道」に掲載の霊場と参詣道のとおり。

なお、世界遺産の登録推薦書には、資産とその緩衝地帯が示されており、緩衝地帯は、以下に示すような法律や県・市町村が定める条例により、資産と一体となる歴史的、文化的環境及び風致景観、自然的環境等の保護措置が講じられており、立木の伐採、土地の形質変更、建物の高さ、意匠、色彩等が規制されている。

自然公園法

森林法

河川法

和歌山県立自然公園条例

新宮市歴史文化的景観保全条例

本宮町景観保全条例

那智勝浦町歴史文化的景観保全条例

熊野川町歴史文化的景観保全条例

中辺路町歴史文化的景観保全条例

熊野古道大辺路富田坂周辺の文化的景観の保護に関する条例（白浜町）

熊野古道大辺路富田坂仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例（日置川町）

すさみ町熊野古道大辺路周辺の文化的景観の保護に関する条例

2 想定される最終処分場について

現在想定している最終処分場の規模等は、下記のとおり。

基本仕様	・基本施設：管理型最終処分場 遮水機能を有しており、浸出水は処理施設で処理
	・埋立期間：15年間を想定
	・埋立容量：50万m ³
	（年間埋立廃棄物量：2.80万t（中間処理残渣） （一廃：2.08万t 産廃：0.72万t）
	埋立廃棄物量：42.0万t（2.80万t × 15年間） 42.0万m ³ （比重1[t/m ³]として）
	埋立覆土量：8.40万m ³ （埋立廃棄物量 × 0.2）
	・用地面積：15～20ha程度のまとまりのある土地 （ただし、地形等により変動することがある。）

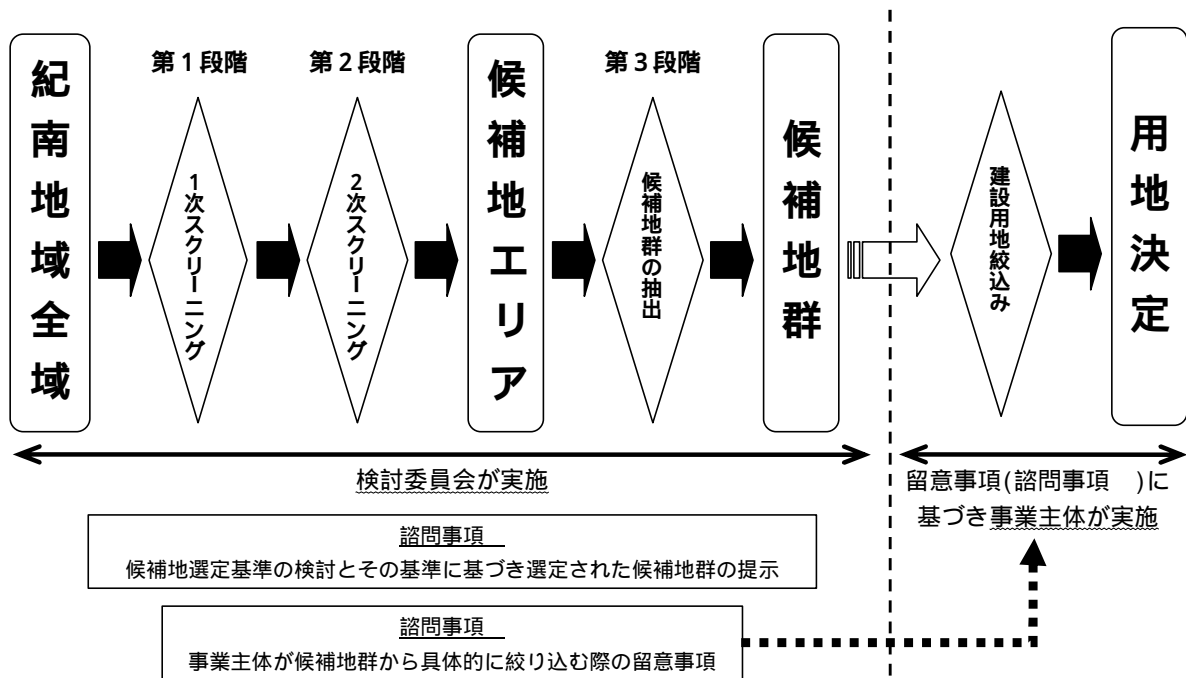
3 地域森林計画の対象となる民有林について

地域森林計画（県が策定）及び森林整備計画（市町村が策定）において、保安林以外の森林に関しては特に保全が必要な優良森林などの指定がされていないため、スクリーニング項目としての設定ができない。

ただし、個別に保全活動などの対象となっている森林があることも考えられるので、説明会及び意見募集の実施の際に、森林組合等広く関係団体からの意見を募るものとする。

これまでの議論を踏まえた候補地選定の手順について

諮問内容（「紀南地域にふさわしい最終処分場」の用地選定について）
 候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群の提示
 事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項



候補地群選定の流れの整理について

検討委員会におけるこれまでの議論等を踏まえ、前回までの選定の流れ（下図1）から下図2のように候補地群選定の流れを整理する。

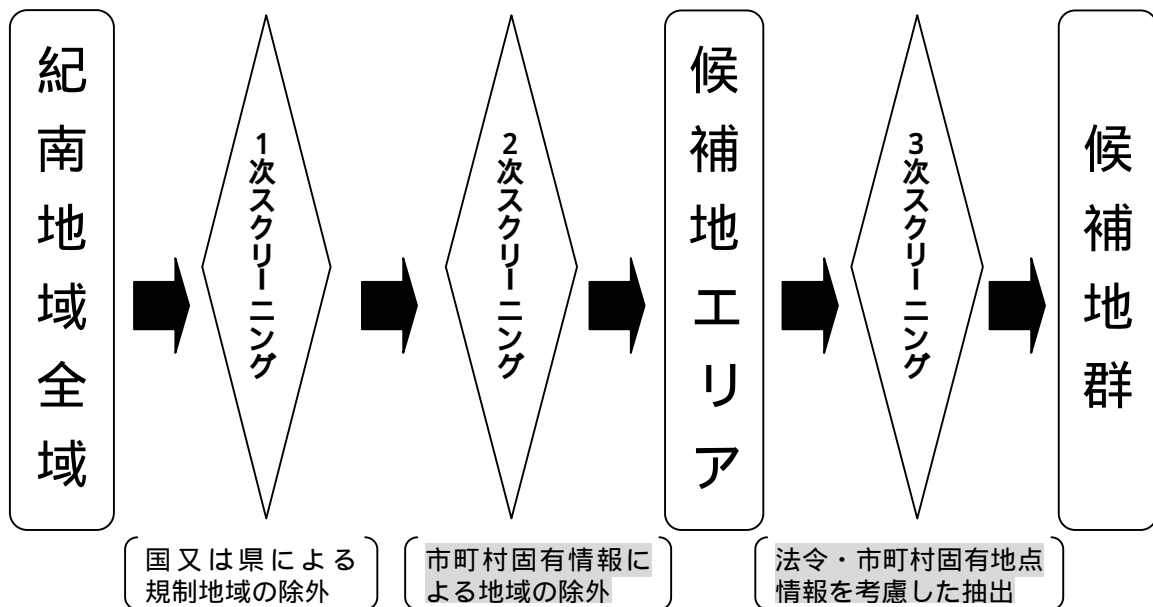


図1 前回までの候補地群選定流れ

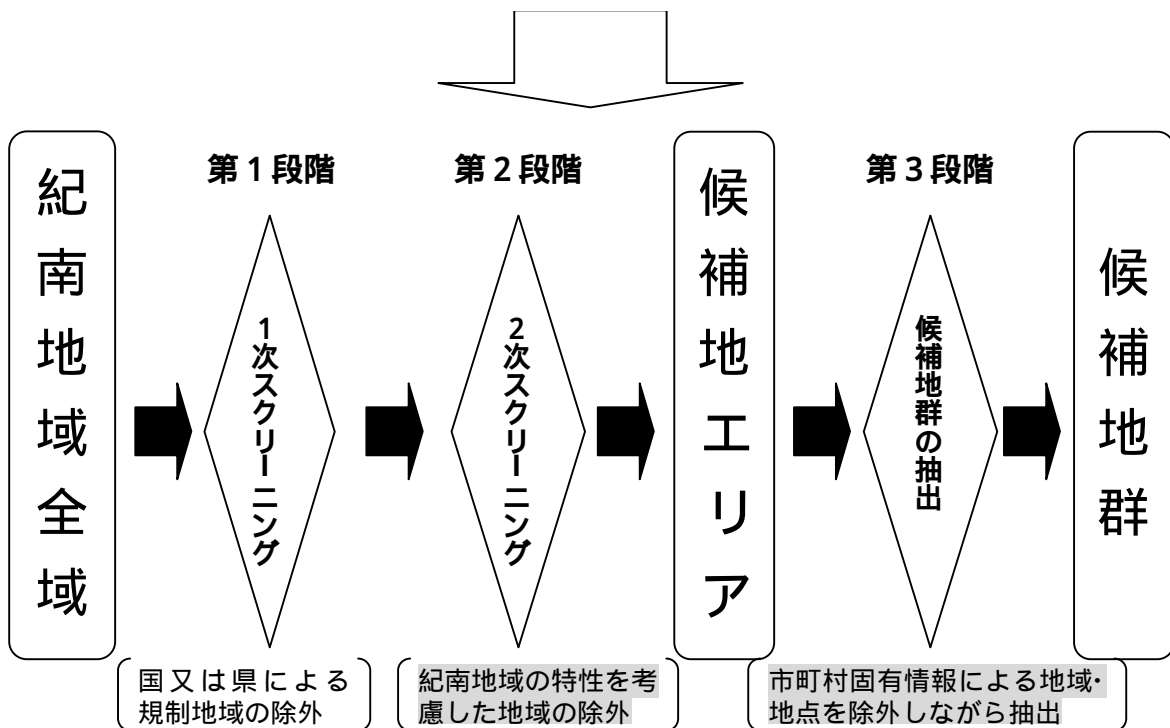


図2 整理後の候補地群選定流れ

候補地選定の手順 (各項目)について

前回までの除外地域・地点

1次スクリーニング項目	防 災	河川区域
		地すべり防止区域
		急傾斜地崩壊危険区域
		砂防指定区域
	自然公園地域	国立公園区域
		国定公園区域
		県立自然公園区域
	自然環境保全地域	県自然環境保全地域
		鳥獣保護区域内の特別保護地区
	文化財保護	埋蔵文化財
埋蔵文化財包蔵地		
史跡名勝天然記念物		
特別史跡名勝天然記念物		
国指定文化財		
県指定文化財		
都市地域 (都市計画区域)	用途地域	
	特別用途地区	
	風致地区	
農業地域 (農業振興地域)	農用地区域	
森林地域	保安林	
	国有林	

今回整理した除外地域・地点

1次スクリーニング項目 (第1段階)	防 災	河川区域
		地すべり防止区域
		急傾斜地崩壊危険区域
		砂防指定地
	自然公園地域	国立公園区域
		国定公園区域
		県立自然公園区域
	自然環境保全地域	県自然環境保全地域
		鳥獣保護区域内の特別保護地区
	文化財保護	埋蔵文化財
埋蔵文化財包蔵地		
国指定文化財		
都市地域 (都市計画区域)	用途地域	
	特別用途地区	
	風致地区	
	都市公園	
農業地域 (農業振興地域)	農用地区域	
森林地域	保安林	
	国有林	

削除：定義上「指定文化財」に含まれるため、重複となるので

指定文化財
= 有形文化財
+ 無形文化財
+ 民俗文化財
+ 史跡名勝天然記念物

2次スクリーニング項目	市町村固有情報 (エリア情報)	紀伊山地の霊場と参詣道
		自然地域(湿地)
		主要道路
		地盤の液状化
		動植物生息地
		市町村による保全地域(自然・動植物・緑地/水源・地下水)
		災害発生地
		開発計画・開発規制

2次スクリーニング項目 (第2段階)	防災	断層・活断層
	自然環境・水環境の保全	湿地 水道水源の取水地点
	文化財保護	熊野古道と霊場
	その他	主要道路

移行：市町村から情報の提供が無い、提出された地図の縮尺が様々であるなど、全市町村のデータが一律に地図化できないため、市町村への照会等により個別の候補地点についてチェックをかける。

3次スクリーニング項目	市町村固有情報 (ポイント情報)	水道水源保全地区指定がされていない水道水源(河川・表流水)からの距離
		水道水源保全地区指定がされていない水道水源(地下水)及び湧水からの距離
		断層
		活断層
		地質
		地形
	関係法令の ポイント情報	現状の利用状況との整合
		市町村指定準用河川(河川区域、河川保全区域)
		地すべり防止区域
		急傾斜地崩壊危険区域
	都市公園	
	埋蔵文化財包蔵地	
	国指定文化財	
	県指定文化財	
	史跡名勝天然記念物	
市町村指定文化財		

候補地群抽出の際に除外する地域・地点 (第3段階)	防 災	市町村指定準用河川(河川区域)
		災害発生地
		地質
	自然環境の保全	地盤の液状化
		動植物生息地
	文化財保護	市町村による保全地域
		市町村指定文化財
	その他	開発計画等がある地域
		病院・学校等の公共的施設

移行：距離の設定等を行うことで、候補地エリアから除外する項目とする。

削除：実際の候補地群抽出作業において必然的に考慮する項目であるため

移行：1次スクリーニング項目に設定しているエリア情報とは、面積の大小の違いだけなので、スクリーニング作業での扱いを統一する。

候補地選定基準（素案）

紀南地域全域から、候補地として除外すべきと考えられる地域を除いていくスクリーニングと呼ばれる手法を用いる。スクリーニングにより得られた候補地エリアから、候補地群の抽出を行う。

候補地群の選定は、以下の3段階により実施する。

第1段階：法令及び県条例に関する地域の除外（1次スクリーニング）

関連する法令に基づき、国又は県により開発等が規制されている地域で、候補地エリアから除外すべきと考えられる地域（別表1）を除外する。

第2段階：紀南地域の特性を考慮した地域の除外（2次スクリーニング）

紀南地域の特性を考慮して、候補地エリアから除外すべきと考えられる区域（別表2）を除外する。

第3段階：候補地群の抽出

1次及び2次スクリーニングで得られた候補地エリアから、地形を考慮しながら最終処分場設置に必要な面積や容量を勘案し、候補地群を抽出する。

その際には、市町村固有の地域・地点情報で、候補地から除外すべきと考えられる地域・地点（別表3）を除外し、候補地群を抽出する。

以上の手順により最終処分場の候補地群を選定する。

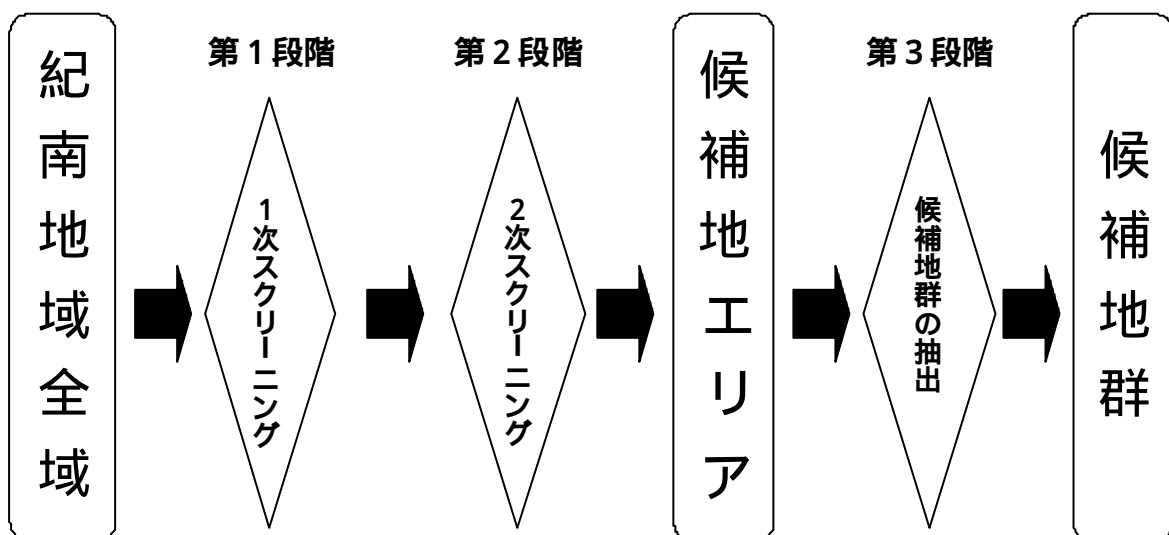


表1 法律及び県条例に関する除外地域(1次スクリーニング項目)

【関連する法令に基づき、国又は県により開発等が規制されている地域で、候補地エリアから除外すべきと考えられるもの】

分類	項目	法令名	法令の趣旨	項目の定義及び規制等の内容
防 災	河川区域	河川法	河川の災害防止、適正利用及び河川環境の整備・保全	河川の流水が継続して存する土地及び地形、それに類する土地 河川管理施設の敷地 堤外の土地で河川管理者が指定した区域 工作物の新築等は原則不可能
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	地すべりによる被害の除却、又は軽減	地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域及び地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものを主務大臣が指定 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築等を規制
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命の保護	急傾斜地とは、傾斜度が30度以上の土地をいう 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある区域を知事が指定することができる 水の浸透を助長する行為や、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置等のほか、急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのある行為を規制
	砂防指定地	砂防法 砂防指定地の管理に関する条例	土砂災害の防止	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止・制限すべき土地を国土交通大臣が指定 建築物その他の工作物の新築等を規制
自然公園地域	国立公園区域 国定公園区域	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに利用増進	国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって環境大臣が指定するもの。公園事業は国が実施 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって環境大臣が指定するもの。公園事業は都道府県が実施 工作物の新築等、土地の形状の変更等を規制
	県立自然公園区域	和歌山県立自然公園条例	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を増進	県内にある優れた自然の風景地であって、知事が指定するもの 工作物の新築等、土地の形状の変更等を規制
自然環境保全地域	和歌山県自然環境保全地域	和歌山県自然環境保全条例	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進	知事は、自然的社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要な区域を指定することができる 建築物その他の工作物の新築等を規制
	鳥獣保護区域内の特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護	環境大臣又は知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を指定することができる。 建築物その他の工作物の新築等を規制
文化財保護	埋蔵文化財 埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献	埋蔵文化財 土地に埋蔵されている文化財 埋蔵文化財宝蔵地 貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地 土木工事等の目的での発掘を規制
	国指定文化財			国指定文化財 国が指定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物 現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を規制
	県指定文化財	和歌山県文化財保護条例	県内にある文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、県民の文化的向上に寄与	和歌山県教育委員会は、県にとって特に重要と認めるものを和歌山県指定文化財として指定することができる 現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を規制
都市地域 (都市計画区域)	用途地域	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与	さまざまな用途形態の建築物が無秩序に混在することによって生じる騒音・悪臭・日照障害等を防止するために都市計画で知事が指定することができる 7つの住宅系地域、2つの商業系地域、3つの工業系地域がある 開発行為及び指定用途以外の建築物の新築等を規制
	特別用途地区			用途地域を補完し、特別の目的から土地利用の増進、既存の環境の保護等を図り、より詳細な土地利用を実現するために都市計画で知事が指定することができる 県内では、白浜町で観光地としての環境を創出するため、娯楽レクリエーション地区を指定 開発行為及び指定用途以外の建築物の新築等を規制
	風致地区			都市内における良好な自然的景観を維持し、樹林地等緑の保全を図るため都市計画で知事が定める 開発行為及び建築物の建築、土地造成等を規制
	都市公園	都市計画法 都市公園法	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与	地方公共団体、国が設置 ・都市計画施設の公園又は緑地 ・都道府県の区域を超える広域的都市計画施設である公園又は緑地 ・閣議決定を経た都市計画施設である公園又は緑地 都市公園区域の縮小(削除)は原則不可能
農業地域 (農業振興地域)	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与	農業の振興を図ることが必要と認められる地域を、農業振興地域整備基本方針に基づき、知事が指定する 原則として農地転用は禁止
森林地域	保安林	森林法	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに寄与	水源の涵養、土砂流出・崩壊の防備などの目的を達成するため必要があるときは、農林水産大臣が指定することができる 立木の伐採、開墾その他の土地の形質を変更する行為を規制
	国有林	国有林野の管理経営に関する法律	国土の保全その他国有林野の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的供給及び国有林野の活用による産業の振興・住民福祉の向上	国の所有に属する森林 国有林を売り払い、貸し付け、又は使用させることを制限

表2 紀南地域の特性を考慮した除外地域(2次スクリーニング項目)

【紀南地域の特性を考慮して、候補地エリアから除外すべきと考えられる区域】

分類	項目	除外地域の内容	除外の理由
防災	断層・活断層	土地分類基本調査(昭和51~63、旧国土庁実施)で示された断層及び「日本の活断層」(活断層研究会編)に示されている活断層の直上の地域	地震等による被害を回避するため
自然環境・水環境の保全	湿地	第5回自然環境保全基礎調査(平成5~10、旧環境庁実施)の湿地調査で挙げられた湿地	多様な生物の生息地である湿地の保全のため
	水道水源の取水地点	水道法に基づく認可を受けた水道水源の取水地点から半径1km以内の地域	水環境の保全のため
文化財保護	熊野古道と霊場	「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された資産 世界遺産登録推薦書に示された資産の緩衝地帯 近世交通遺跡分布調査(昭和54~58、和歌山県教育委員会実施)において熊野参詣道と認められた道のうち、歴史文化的価値を有するもの(世界遺産に登録された道を除く)とその両側それぞれ50mずつの地域	歴史文化的価値の非常に高い熊野古道とその周辺環境の保全のため
その他	主要道路	主要道路(林道・農道含む、幅員5.5m以上の道路)から2km以上離れた地域	大規模開発による環境への影響や建設コスト増加を回避するため

表3 候補地群の抽出に際し除外する地域・地点

【市町村固有の地域・地点情報で、候補地から除外すべきと考えられる地域・地点】

分類	項目	除外地域・地点の内容	除外の理由
防災	市町村指定準用河川(河川区域)	河川法を準用し、市町村が指定した河川	河川の保全のため
	災害発生地	土砂災害、洪水被害が頻発して発生する地域として市町村が把握している地域	土砂災害、洪水被害などを回避するため
	地質	防災上の理由から、最終処分場の立地に適さない地質の地域	処分場設置に適さない地質の土地への立地を回避するため
	地盤の液状化	発生する可能性のある大規模地震で、想定される液状化現象の危険度が極めて高い地域	液状化の危険性の高い土地への立地を回避するため
自然環境の保全	動植物生息地	和歌山県レッドデータブックに示されている希少動植物の生息地	希少動植物の保護のため
	市町村による保全地域	市町村が条例、計画等で定めた自然や動植物等の保全地域	自然環境や動植物の保全のため
文化財保護	市町村指定文化財	市町村文化財保護条例に定める文化財	文化財の保護のため
その他	開発計画等がある地域	市町村により既に将来的な土地利用計画が決定している地域	将来の利用計画が決定している土地への立地を回避するため
	病院・学校等の公共的施設	不特定多数の人が利用する公共的施設が立地している地点	現に公共的利用がされている土地への立地を回避するため

表3に掲げる項目以外の要素についても、総合的に勘案し、候補地群の抽出を行う。

2 次スクリーニング項目の検討について

1 熊野古道と霊場

候補地エリアから除外する地域を、以下の3地域とする。

「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された資産

世界遺産登録推薦書に示された資産の緩衝地帯

近世交通遺跡分布調査（昭和54～58、和歌山県教育委員会実施）において熊野参詣道と認められた道のうち、歴史文化的価値を有するもの（世界遺産に登録された道を除く）とその両側それぞれ50mずつの地域

及び については、世界遺産に登録されたその趣旨を尊重し、世界に誇る財産として保全していく必要があることから、候補地から除外する。

については、世界遺産に登録はされなかったものの、歴史文化的価値が高く、とともに保全することが望ましいため、世界遺産に登録された参詣道の保全のために市町村が制定している景観保全条例の考え方に準じて道とその両側それぞれ50mずつを候補地から除外する地域として採りあげる。

ただし、この距離の設定については、スクリーニングを行う上での最低限の距離設定であり、候補地群を抽出する際（第3段階）に、個別の候補地について再考慮を行う。

2 断層・活断層

候補地エリアから除外する地域を、土地分類基本調査（昭和51～63、旧国土庁実施）で示された断層及び「日本の活断層」（活断層研究会編）に示されている活断層の直上の地域とする。

ただし、地図上で断層及び活断層の位置や幅を正確に把握することは困難であるので、このスクリーニングの段階では、不確定要素を含めて断層・活断層を両側それぞれ25mずつの幅50mで表示し、この地域を候補地エリアから除外することとする。

なお、候補地群を抽出する際（第3段階）に、個別の候補地について、断層・活断層との位置関係を考慮する。

3 主要道路

候補地エリアから除外する地域を、主要道路（林道・農道を含む幅員 5.5m 以上の道路）から 2 km以上離れた地域とする。

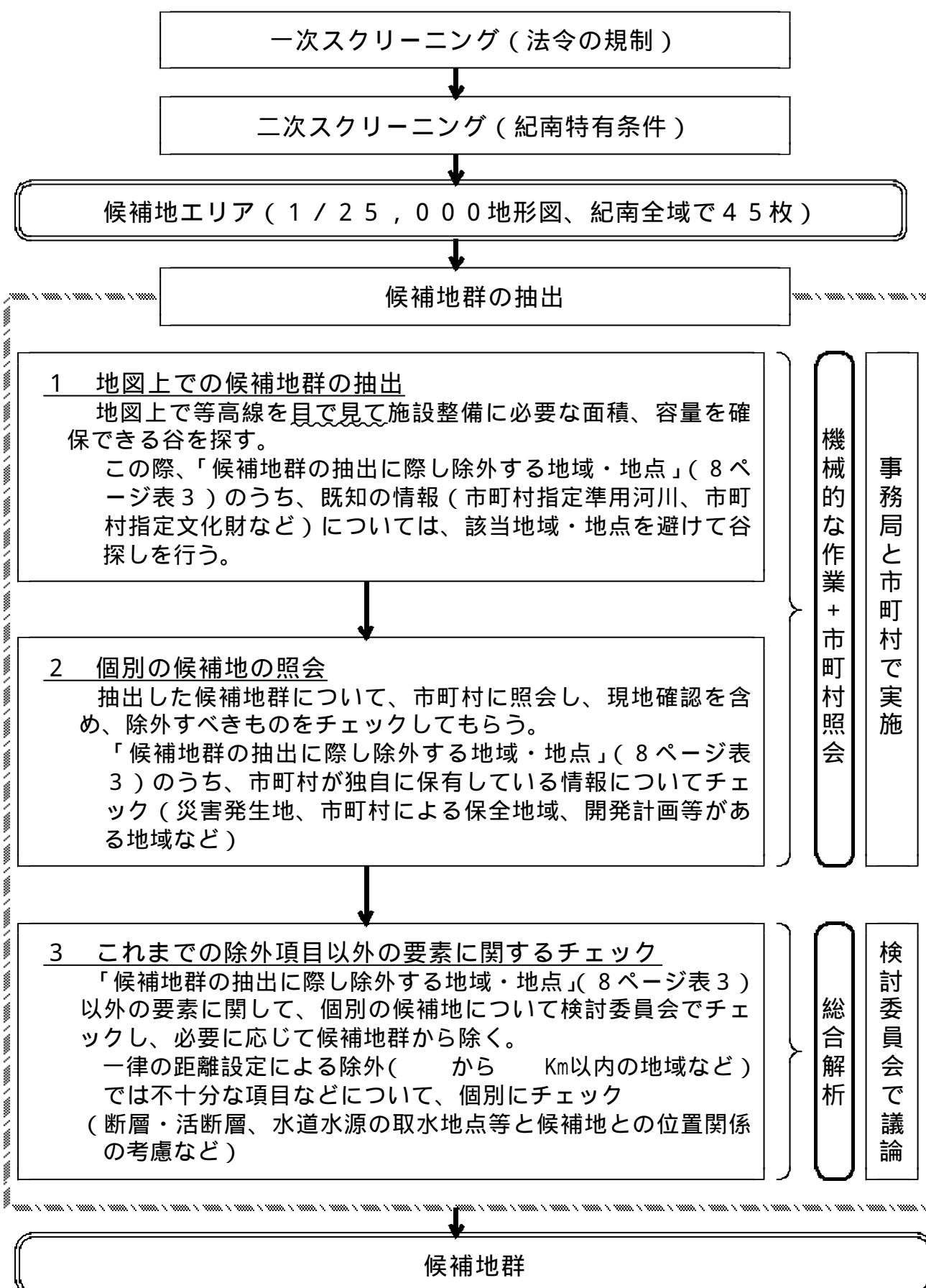
4 水道水源の取水地点

候補地エリアから除外する地域を、水道法に基づき認可を受けた水道水源の取水地点から 半径 1 km以内の地域とする。

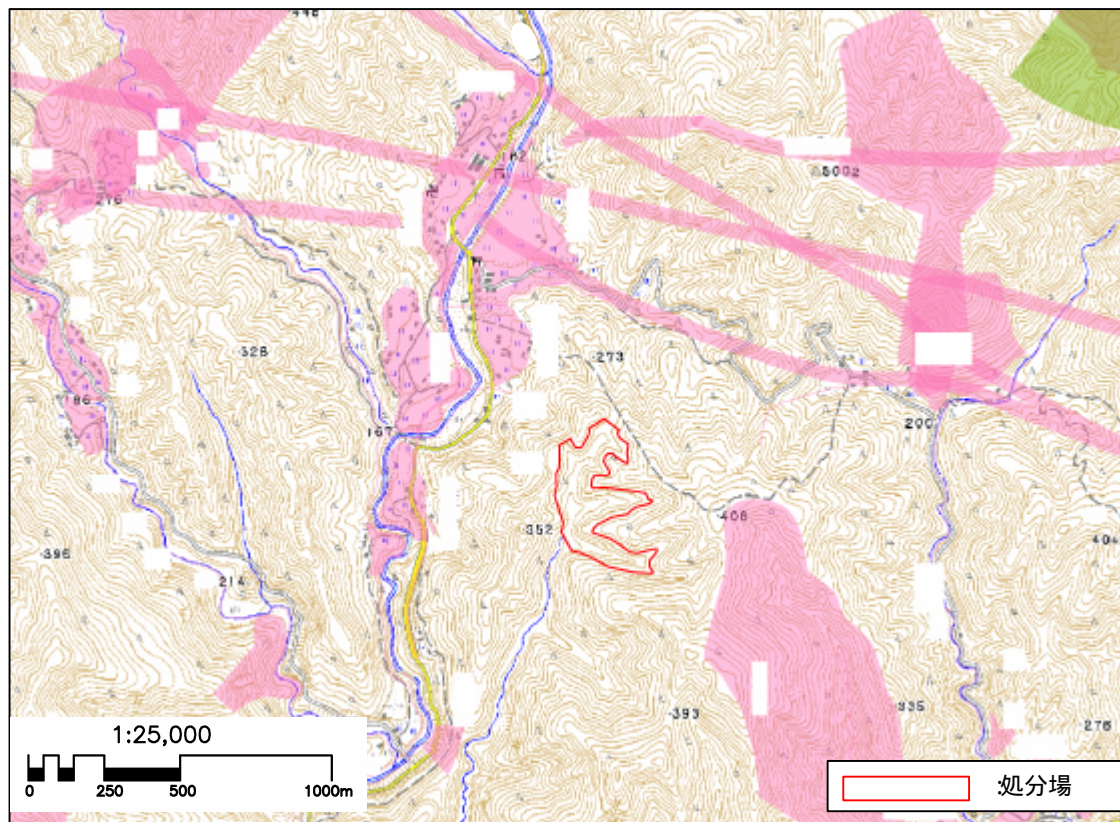
これは、スクリーニングを行ううえでの最低限の距離設定であり、候補地群の抽出の際（第3段階）に、個別の候補地について、取水状況、水源周辺の状況等の確認や水道管理者への照会などを行う。

市町村には独自に水道水源保護条例を制定しているところもあるが、開発等を直接禁止するものではなく事前協議等を求めるものであることから、水源からの距離による一律の除外を行うこととする。

候補地群の抽出（第3段階）の流れについて



候補地群の抽出事例



「紀南地域にふさわしい最終処分場」の 候補地選定基準に関する意見募集について

1 意見募集の対象

候補地選定の方針及び基準

スクリーニング項目

候補地群の抽出に際し除外する項目

提示する参考資料

- ・ 候補地選定基準の補足説明資料
(紀南地域廃棄物適正処理検討委員会の概要とこれまでの検討内容、想定される最終処分場のイメージ、今後の作業内容 など)
- ・ 1次及び2次スクリーニングにより得られた候補地エリアの地図
 - 配布：白黒、30万分の1縮尺(紀南全域図)
 - 配布場所での掲示：カラー、20万分の1縮尺(紀南全域図)
 - HP掲載：カラー、30万分の1縮尺(紀南全域図)

2 募集期間

今回の第13回検討委員会終了後(9月下旬から3週間程度を予定)

3 応募資格

特に設けない。(前回、答申の意見募集の際は、紀南地域の居住者・勤務者に限定していた)

4 選定基準(素案)及び参考資料の入手方法

配布：協議会事務局、紀南地域の商工会議所、商工会、市町村役場、県庁循環型社会推進課、御坊保健所、田辺保健所、新宮保健所、新宮保健所古座支所

インターネットによる閲覧：協議会ホームページ <http://www.aikis.or.jp/~kinan-hk/>

5 意見の様式

特に様式は定めないが、

住所 電話番号 氏名(会社名/部署名) 年齢 職業を明記し、選定基準(素案)の該当箇所 意見を記述していただく。

6 提出先(郵送、FAX、電子メールでのみ受付)

紀南地域廃棄物処理促進協議会事務局

7 応募意見の取扱い

意見を取りまとめた上で、選定基準にどのように反映できるかを検討し、その結果を当協議会ホームページで報告(個別の回答は行わない。)

8 その他の留意事項

電話での意見は受け付けない。

年齢、職業及び意見の内容は、原則公開(名前などそれ以外の情報については公開しない)

候補地群(案)が決定した段階で、再度説明会と意見募集を実施する予定(今回の意見募集では、説明会は実施しない)

検討委員会今後のスケジュール

	検討委員会	意見募集	事務局作業
8月			<p>選定基準(案)の作成 意見募集要領案の作成 第1回意見募集案作成 25,000分の1地図作成</p>
9月	<p>第13回委員会(9/11) スクリーニング項目の検討 意見募集の方法決定 1・2次スクリーニング結果全体図</p>	<p>第1回意見募集(3週間程度) 候補地選定の方針・基準 (スクリーニングの採用など) スクリーニング項目及び 候補地群選定の際の除外 項目 について意見募集</p>	<p>候補地群から絞り込む際 の留意事項(案)の作成 応募意見への対応案作成 候補地群抽出作業 県庁内各課・市町村・各種 団体への候補地群の確認依 頼(現地確認含む)</p>
10月	<p>第14回委員会(11月上旬) 応募意見への対応(選定基 準)決定 候補地群抽出作業進捗報告 候補地群から絞り込む際 の留意事項の検討 1・2次スクリーニング結果 (25,000分の1)全体地図 抽出作業進捗報告地図 (一部地域の候補地群を提示)</p>		<p>第1回応募意見への回答 答申の検討 候補地群抽出作業 県庁内各課・市町村・各種 団体への候補地群の確認依 頼(現地確認含む)</p>
11月	<p>第15回委員会(12月上旬) 候補地群から絞り込む際 の留意事項の検討 候補地群抽出作業進捗報告 第2回の意見募集内容検討</p>		<p>答申の検討 県庁内各課・市町村・各種 団体への候補地群の確認依 頼(現地確認含む)</p>
12月	<p>第16回委員会(1月上旬) 候補地群の提示 答申(案)の検討 候補地群(25,000分の1地図)</p>	<p>第2回意見募集(3週間程度) 説明会実施と意見募集(答申 (案)を提示) スクリーニングで得られた 候補地群(これ以外の候補地 の提案も) 候補地群から絞り込む際 の留意事項 について意見募集</p>	<p>応募意見を反映し、答申 (最終案)の作成</p>
1月	<p>第17回委員会(2月下旬) 答申完成</p>		
2月			
3月	<p>協議会会長(田辺市長)へ 答申</p>		